

消費者委員会第163回本会議
議事録

内閣府消費者委員会事務局

消費者委員会本第163回本会議 議事次第

1. 日時 平成26年6月10日(火) 14:25～14:30

2. 場所 消費者委員会大会議室1

3. 出席者

(委員)

河上委員長、石戸谷委員長代理、岩田委員、齋藤委員、高橋委員、夏目委員、橋本委員、山本委員、唯根委員

(オブザーバー)

- ・景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会委員
小早川座長、白石座長代理、川出委員、増田委員、宮城委員
- ・国民生活センター 丹野理事

(事務局)

黒木事務局長、井内審議官、金児企画官、稲生参事官補佐

4. 議事

(1) 開会

(2) 「不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について(答申)」についての検討

(3) 閉会

《 1 . 開 会 》

○河上委員長 ただいまから、「消費者委員会本会議（第 163 回）」を開催いたします。

本日は、所用によりまして阿久澤委員は欠席となっております。

さらに、先ほどの合同会議から引き続きまして、オブザーバーとして小早川座長、白石座長代理、川出委員、増田委員、宮城委員、国センの丹野理事にも出席いただいております。

それでは、配布資料の確認につきまして事務局からお願いいたします。

《 2 . 「不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方（答申）」について 》

○金児企画官 配布資料でございますけれども、諮問書のほか、先ほど御議論いただいて、それを反映して修正させていただいたものを今、お配りさせていただいております。

○河上委員長 本日の議題は、「不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について（答申）」について、本会議委員にお諮りしたいと考えているところでございます。

消費者委員会では、資料 1 にありますけれども、昨年 12 月 9 日に内閣総理大臣から不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方についての意見を求める諮問を受けたところでございます。

それを受けまして、12 月 17 日に景品表示法における不当表示に係る課徴金制度に関する専門調査会を設置し、これまで原則、本会議との合同会議として調査・審議をしてまいりました。

そして、先ほど開催されました第 162 回本会議、そして第 13 回景品表示法における不当表示に係る課徴金制度に関する専門調査会合同会議におきまして答申（案）が、今お配りされた資料 2 のとおり示されたわけでございます。この答申（案）を諮問に対する消費者委員会としての答申としたいと思っておりますけれども、本会議委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○河上委員長 異議なしということでございますので、皆様の御了解をいただいたという

ことで、この表紙にございます「(案)」というのをとらせていただいて、これを消費者委員会の答申とすることにいたします。

なお、本答申につきましては、会議終了後、14時35分ぐらいに消費者庁記者会見室におきまして、私から記者会見を行います。小早川座長にも同席いただく予定でございます。

その後、小早川座長とともに森大臣に答申書を手交したいと思っております。

ということで、本日の議題は以上になります。

《 3 . 閉 会 》

○河上委員長 最後に、事務局から今後の予定について説明をお願いいたします。

○金児企画官 次回の本会議につきましては、6月17日火曜日を予定しております。開催時間、議題等については、確定次第、委員会ホームページで御案内させていただきます。

○河上委員長 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

以 上